ご注意いただきたいこと

■共済金をお支払いできないおもな場合

この共済では、次の損害に対しては共済金をお支払いできません。
なお、詳細は、「ご契約のしおり・約款」の「共済金をお支払いできない主な場合」などの項目に記載されておりますので、ご確認ください。

- ●共済契約者・被共済者（共済の保障を受けられる方をいいます。）などの故意・重大な過失または法令違反によって生じた損害
- ●地震、火山の噴火もしくは爆発またはこれらによる津波によって生じた損害
  ※地震火災費用共済金の支払事由となる場合については、地震火災費用共済金をお支払いします。
- ●風災・ひょう災・雪災・水災などの自然災害による損害
- ●共済の対象の自然の消耗または劣化（日常の使用に伴う摩耗、消耗または劣化を含みます。）等およびこれらによって生じた損害

■共済掛金の払込方法

共済掛金は、全額を一時払いにてお払込みください。また、払込経路は、口座振替扱い、持参扱いからお選びいただきます。
なお、自動継続特約（継続回数9回）を付加するご契約の共済掛金の払込経路は口座振替扱いに限ります。詳細は組合までお問い合わせください。

■満期共済金・割りもどし金

この共済には、満期共済金・割りもどし金はありません。

■解約時の払いもどし金

解約に際しては、ご契約時の条件により、ご契約の共済期間のうちまだ到来していない期間に対応する共済掛金を払いもどし金としてお支払いする場合があります。詳細は組合までお問い合わせください。

■自動継続特約（継続回数9回）

継続意思確認日（継続日の属する月の前月15日をいいます。）までに共済契約者から継続しない旨のお申出がない限り、継続前の契約と同一の共済金額・共済の対象・共済期間などで、継続日の共済約款および共済掛金率を適用し、9回に限り自動的に継続されます。
なお、継続後の契約に適用される共済約款および共済掛金率は変更されることがあり、継続前の契約におけるものと異なる場合があります。

おもな共済用語のご説明

■共済金額
共済契約の締結時に共済契約者と組合が約定したお支払いすべき共済金の額の最高限度であり、これに基づき共済金を算出します。

■再取得価額
同一の構造、質、用途、規模、型および能力の建物または動産を再築または再取得するために要する額をいいます。

■残存価額の割合
$\left[\frac{\text{時価額}}{\text{再取得価額}}\right]$ をいいます。

■時価額
再取得価額から経過年数に応じた減価額を控除した額をいいます。

ご契約は、組合と全国共済農業協同組合連合会が共同でお引受けいたします。将来、万一組合の経営が困難になった場合は、他の組合と全国共済農業協同組合連合会が共同して、または全国共済農業協同組合連合会が単独でご契約をお引受けすることにより、保障を継続いたします。

この資料は概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「重要事項説明書（契約概要）」を必ずご覧ください。また、ご契約の際には、「重要事項説明書（注意喚起情報）」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

JA共済の資料請求サイト
JAのはじめて共済
はじめて共済　検索
https://shiryo.ja-kyosai.or.jp
本サイトから「ひと・いえ・くるま」各共済の資料請求・掛金試算ができます。

Webマイページ
Webマイページにご登録いただくと、ご契約者さまご自身のパソコンやスマートフォンから、いつでも・どこでも、ご契約内容の確認や各種手続きができるようになります。
https://www.ja-kyosai.or.jp/gokeiyaku/onlineservice/

安心を、いつでも手元に。
JA共済アプリ
JA共済アプリを活用するとWebマイページのご利用がもっと便利に!
防災情報や災害時のサポートが受けられ、もしもの時も安心!
https://mypagecp.ja-kyosai.or.jp/jakyosaiapp

げんきなカラダプロジェクト・あんしんくらしプロジェクト
げんきなカラダ プロジェクト　あんしんくらし プロジェクト
みんなで一緒に健康をつくる「げんきなカラダプロジェクト」。
いえ、くるま、農業といった大切なものを支える「あんしんくらしプロジェクト」。
この2つのプロジェクトで、みなさまの豊かな生活づくりをサポートしていきます。
専用ホームページでは、健康増進や防災・減災等のサービスのご紹介、各種イベントのご案内、お役立ち情報などを掲載しています。ぜひご覧ください!
https://service.ja-kyosai.or.jp

JAの住宅ローン
新築・増改築、マンションの購入など、JAの住宅ローンは、さまざまなマイホームプランにご利用いただけます。
マイホームのことなら、ぜひJAにおまかせください。
※詳しくはJAの窓口までお問い合わせください。

JA共済相談受付センター（JA共済連 全国本部）
電話番号：0120-536-093
0120-167-100（ご高齢者専用ダイヤル）
※「ご高齢者専用ダイヤル」とは、直接オペレーターにつながり、ご高齢の方にもよりわかりやすく、丁寧に応対させていただく番号サービスです。
受付時間：9:00～18:00（月～金曜日）　9:00～17:00（土曜日）
※日曜日、祝日および12月29日～1月3日を除きます。
※メンテナンス等により予告なく変更する場合があります。
※電話番号は、おかけ間違いのないようご注意ください。
JA共済ホームページアドレス **https://www.ja-kyosai.or.jp**

ご契約に関するご相談についてはお近くのJAまで
お問い合わせは

年　月　日

26481050280

火災共済

住まいと家財の損害を幅広く保障します。

火災共済金のおもなお支払事由

火　災

落　雷

破裂または爆発

建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両(注)もしくはその積載物の衝突もしくは接触

※自然災害によるものを除きます。

給排水設備に生じた事故または被共済者以外の者が占有する戸室で生じた事故による水ぬれ

※自然災害によるものを除きます。

盗難による損傷または汚損

※盗取の損害は除きます。

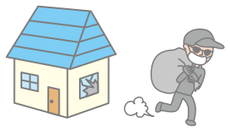

騒じょうその他これに類似する集団行動に伴う暴力行為または破壊行為

家財の保障について

家財の保障は、建物とは別に"動産"を共済の対象としてご契約いただく必要があります。
詳しくはJAまでお問い合わせください。

(注)道路交通法に規定する自動車、原動機付自転車、自転車および原動機を用いる身体障害者用の車をいいます。

共済金をお支払いできないおもな場合

地震・火山の噴火もしくは爆発またはこれらによる津波によって生じた損害や、風災・ひょう災・雪災・水災などの自然災害による損害は保障対象外となります。

※地震火災費用共済金の支払事由となる場合については、地震火災費用共済金をお支払いします。

JAではこれらの損害も保障する建物更生共済もご用意しております。
詳しくはJAまでお問い合わせください。

火災共済金のほかにもさまざまな保障を受けられます。

失火見舞費用共済金

火災、破裂または爆発で他人の所有物に滅失、損傷または汚損の損害が生じたときに、見舞費用として、1回の事故について被災世帯数×50万円をお支払いします(共済金額の20%が限度)。

※共済金のお支払いには所定の条件があります。

残存物とりかたづけ費用共済金

火災等で損害を受けたときに、残存物のとりこわし費用、とりかたづけ清掃費用、搬出費用をお支払いします(火災共済金の額の10%が限度)。

特別費用共済金

火災等で損害割合が80%以上の損害を受けたときに共済金額の10%をお支払いします(1回の事故につき1建物について200万円が限度)。

水道管凍結修理費用共済金

建物の専用水道管について、凍結によって破損が生じたときに、専用水道管を復旧するために要する額をお支払いします(1回の事故につき10万円が限度)。

※共済金のお支払いには所定の条件があります。

損害防止費用共済金

火災等による損害の発生または拡大の防止のための消火活動に必要であった費用をお支払いします。

※損害賠償に要する費用や謝礼に属するものを除きます。

$$\text{損害防止費用の額} \times \frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額}\times 80\%} \left(\begin{array}{c}\text{損害防止費用の}\\ \text{額が限度}\end{array}\right)$$

地震火災費用共済金

地震、火山の噴火もしくは爆発またはこれらによる津波に起因する火災(この資料では「地震火災」といいます。)によって建物が半焼以上(動産の場合は全焼またはその収容建物が半焼以上)の損害を受けたときの臨時に生じる費用に対して地震火災費用共済金をお支払いします(1回の事故につき1建物について共済金額の5%)。

※地震火災については、火災共済金、残存物とりかたづけ費用共済金、損害防止費用共済金、特別費用共済金、失火見舞費用共済金、水道管凍結修理費用共済金、臨時費用共済金および死亡・後遺障害費用共済金は支払われません。

ご加入は建物の再建築に必要な再取得価額にあわせた保障をおすすめします!

ご契約の金額・期間

共済金額　建物と動産あわせて、最高6,000万円までご加入できます。なお、建物の用途・構造により加入限度額が異なる場合があります。

共済期間　1年未満(7日、15日、1か月単位で11か月まで)、1年、2年または3年とすることができます。

ご加入いただける範囲

住宅物件
① お住まいの住宅
② ①に付属する建物(納屋・物置・車庫など)
③ 家財(衣類・家具・調度品・電化製品など)
※所定の条件を満たす納屋、物置、車庫等は、共済の対象に含める旨を①および②の共済契約申込書に記載することで、保障の対象とすることができます。

普通物件
① 住宅物件以外の建物(事務所・店舗・雑品倉庫など)
② ①に収容されている動産

火災共済金のお支払い例 ～新価特約を付加している場合～

ご加入額が再取得価額の80%以上のとき

例えば、再取得価額が1,000万円で満額までご加入のとき

全損のとき **1,000万円**

分損のとき(損害の額※500万円) **500万円**

全損も分損も損害時の自己負担が不要です。

ご加入額が再取得価額の80%未満のとき

例えば、再取得価額が1,000万円でご加入額500万円の場合に、500万円の損害が生じたとき

$$\text{損害の額}^{※}\times\frac{\text{共済金額(ご加入額)}}{\text{再取得価額}\times 80\%}$$

$$500\text{万円(損害の額}^{※})\times\frac{500\text{万円(ご加入額)}}{1{,}000\text{万円}\times 80\%}$$

= 3,125,000円 → **自己負担 1,875,000円**

※復旧するために要する額

新価特約

保障をアップ!!

火災共済の保障の限度は時価額までですが、新価特約を付加すれば、再取得価額(再建築・再購入に必要な費用)まで保障範囲が広がります。建物の保障は、再取得価額いっぱいまでご準備されることをおすすめします。

例えばこんなケースでは…

再取得価額3,000万円で時価額2,000万円

満額までご加入	火災で全損の場合	火災共済金の支払い
新価特約 **有り** 3,000万円	→	3,000万円
新価特約 **無し** 2,000万円	→	2,000万円 + 自己負担1,000万円

※全損となった場合には、特別費用共済金が別途支払われます。

ご加入できる共済金額は再取得価額までの範囲です。

- 新価特約は、共済の対象の残存価額の割合が50%以上の場合に付加できます。
- 新価特約は、共済の対象が建物、家財、機械、設備・装置、工具、器具、什器または備品の場合に付加できます。

さらに

臨時費用担保特約

おすすめです!!

火災共済金をお支払いする損害を受けた場合における、次の費用を保障するための特約です。

※地震火災の場合は支払われません。

①一時的な移転費用や仮住まい費用などの臨時の費用

臨時費用共済金の額 ＝ 火災共済金の額の30%(1事故につき250万円が限度)

②傷害を受けた際(傷害を受けた日以後200日以内に死亡または所定の後遺障害に該当した場合に限ります。)の臨時の費用

死亡・後遺障害費用共済金の額 ＝ 共済金額の30%(1事故被害者1名につき200万円が限度)

自動継続特約(継続回数9回)

10年間保障切れを防止します

新規契約時に「自動継続特約(継続回数9回)」を付加すると、継続の手続きをすることなく、1年後の共済期間満了時に同一内容で9回に限り(計10年間)契約を自動的に継続することができます。

※共済期間1年、かつ、共済掛金の払込経路を口座振替扱いとするご契約のみに付加することができます。

※共済掛金は毎年の共済掛金率により変動する可能性があります。